

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【公表番号】特表2008-515745(P2008-515745A)

【公表日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2008-019

【出願番号】特願2007-536801(P2007-536801)

【国際特許分類】

B 6 5 G 67/04 (2006.01)

B 6 5 D 88/12 (2006.01)

B 6 5 G 65/32 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 67/04

B 6 5 D 88/12 Z

B 6 5 G 65/32 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月27日(2011.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項26

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項26】

開口端部と所定の積載量とを有する輸送コンテナと共に使用される荷積みアッセンブリーであって、

前記輸送コンテナの外側の引き出された位置から前記輸送コンテナの内側の挿入された位置まで前記輸送コンテナの開口端部を通過して挿入される寸法の荷積箱であって、床と、二つの側壁と、前記輸送コンテナの外側の引き出された位置と前記輸送コンテナの内側の挿入された位置との間での前記荷積箱の移動を容易にするように構成され、前記床の下に配置された移動補助装置(ローラ)と、を備えた荷積箱と、

前記荷積箱内に配置されこの荷積箱に対して相対的に可動な先頭壁を含む、バリアアッセンブリーと、を備えており、

前記荷積箱と前記バリアアッセンブリーとで一動作で前記輸送コンテナを前記所定の積載量に満たすのに十分な寸法のバルク材を収容できるよう、前記所定の積載量に等しい容積を画定するのに共働し、更に前記荷積箱及び前記バリアアッセンブリーは前記バルク材を受け入れるための頂部開口を画定するのに共働し、

前記荷積箱と前記バリアアッセンブリーとを支持する支持構造であって、少なくとも荷積みアッセンブリーの動作中に支持面に対して固定される支持構造を更に備えており、前記移動補助装置は前記引き出された位置と前記挿入された位置との間の前記荷積箱の移動の間にこの荷積箱の移動を補助し、

前記荷積箱及び前記輸送コンテナの一方を拘束するように構成され、前記挿入された位置と前記引き出された位置との間で前記輸送コンテナと前記支持構造とに対して前記荷積箱を相対的に位置決めし、移動するように作動する、ドライブ機構を更に備えており、挿入は前記荷積箱が前記輸送コンテナ内に置かれるように前記輸送コンテナの前記開口端部を通して生じ、引き出しあは前記荷積箱を前記輸送コンテナから離脱させるように生じ、前記ドライブ機構は、液圧シリンダーと、前記液圧シリンダーと荷積箱とに連結されたケーブルアッセンブリーとを備えており、

前記バリアアッセンブリーは、前記荷積箱が前記輸送コンテナ内に位置しているときに

前記先頭壁を前記輸送コンテナの開口端部の近傍でこの輸送コンテナに対して固定位置に固定し、前記ドライブ機構がその後前記荷積箱を前記挿入された位置から前記引き出された位置に移動させたとき、前記バリアアッセンブリーの前記先頭壁が前記バルク材を前記輸送コンテナ内に留めるように構成されたことを特徴とする荷積みアッセンブリー。